　　　清須市ふるさと納税協賛企業等募集要領

１　目的

　　清須市は、地域特産品等のＰＲ及び販売促進による地域経済の活性化を目的として、清須市へふるさと納税を行った方に対する返礼品を贈呈するにあたり、当該事業への協賛事業者及び個人（以下「協賛企業等」という。）を募集する。なお、返礼品の売買契約及び配送に関しては、清須市がふるさと納税事業を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）を通じて行うものとする。

２　応募要件

　⑴　協賛企業等の要件

次の全てに該当すること。

　　ア　原則、清須市内に本社、支社又は事業所の存する企業若しくは個人事業者であること。

　　イ　納期が到来している市税の滞納がないこと。

　　ウ　代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

　⑵　返礼品の要件

　　ア　清須市内で製造、加工、採取、栽培等されたもの又は清須市の魅力を広報することができるものであること。

　　イ　返礼品の品質維持に関して、必要な配慮がなされていること。

　　ウ　協賛企業等が、単独で価格設定相当の商品又は詰め合わせが用意できること。ただし、清須市観光協会に加盟の上、当該事業に参加する場合は、この限りでない。

　　エ　協賛企業等は、複数の商品を応募することができる。

　⑶　価格設定

　　　返礼品の価格設定は、調達価格が寄附金額の３割以内とする。

３　協賛企業等のメリット

　⑴　清須市のホームページに商品情報が掲載される。

　⑵　商品を発送する際に、自社製品のＰＲのため、チラシ等を同封することが可能である。なお、同封するチラシは、事前に清須市へサンプルを提出の上、承認を受けるものとする。

　⑶　委託事業者が、運営するふるさと納税募集用ポータルサイトにおいて、商品のＰＲが可能である。

４　応募方法

　　別紙様式１「清須市ふるさと納税協賛申出書」及び別紙様式２「誓約書」に必要事項を記入の上、郵送又は持参により清須市企画部企画政策課へ提出する。

５　辞退方法

　　協賛企業等は、返礼品の協賛から辞退するときは、別紙様式３「清須市ふるさと納税協賛辞退届出書」に必要事項を記入の上、郵送又は持参により清須市企画部企画政策課へ提出する。

６　その他

　⑴　協賛企業等は、委託事業者より自社返礼品の贈呈依頼を受けたときは、集荷日までに梱包を済ませた状態で用意するものとする。なお、集荷・配送は、委託事業者が行い、これに掛かる費用は清須市が負担する。

　⑵　返礼品の梱包に使用するボール紙等の資材は、清須市が支給することができる。

　⑶　協賛企業等は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合、委託事業者の協力を得ながら真摯に対応し、解決に努めるものとする。また、苦情内容について清須市へ報告する。

　⑷　協賛企業等は、当事業に関して、清須市又は委託事業者に必要書類の提出を求められた場合、速やかに提出する。

【問合せ先】

　清須市企画部企画政策課

　〒４５２－８５６９　愛知県清須市須ケ口１２３８番地（市役所北館３階）

　ＴＥＬ　０５２－４００－２９１１　ＦＡＸ　０５２－４００－２９６３

　Ｅ－ｍａｉｌ　kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp